



日教組（公務員連絡会）の粘り強い要請行動が結実！

人事院勧告：3,869円（0.96%）引き上げ！

ボーナスは0.10月分（期末／勤勉0.05月分ずつ）引き上げ！

1. 民間給与との比較〔約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査〕

月例給：校務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較。

⇒ 民間給与との較差3,869円（0.96%）

〔行政職俸給表（一）適用職員…現行給与404,015円、平均年齢42.4歳〕

ボーナス：昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較。

⇒ 民間の支給割合4.49月〔公務の平均支給月数…現行4.40月〕

2. 給与改定の内容と考え方〔実施時期：令和5年4月1日（ボーナスは、法律の公布日）〕

月例給

民間給与との較差（3,869円）を解消するため、俸給表を引き上げ改定

〔内訳：俸給3,431円 はね返り分（※）438円〕※俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○俸給表

①行政職俸給表（一）

・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引き上げ

◇一般職（高卒者）7.8% [12,000円] ◇一般職（大卒程度）5.9% [11,000円]

◇総合職（大卒程度）5.8% [11,000円]

・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げ改定

（平均改定率：全体1.1% [1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%]）

・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引き上げ改定

②その他の俸給表

・行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表は、行政職俸給表（一）10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引き上げ改定）

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引き上げ 年間4.40月分→4.50月分（+0.10月分）

・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

（一般職の場合の支給月数）

		6月期	12月期
22年度	期末手当	1.20月（支給済み）	1.25月（現行1.20月）
	勤勉手当	1.00月（支給済み）	1.05月（現行1.00月）
23年度	期末手当	1.225月	1.225月
	勤勉手当	1.025月	1.025月